

2022年9月27日

第100回執行役員会 提出資料

第58回常任幹事会 提出資料

## 公認権、推薦権の一部委任について（案）

立憲民主党 選挙対策委員長

大串 博志

○立憲民主党規約第29条第4項に基づき、市区町村（政令市を除く）の地方議員及び首長の選挙における公認又は推薦権を都道府県連に委任する。

○上記の適用は11月1日からとする。

### 〈参考〉

#### 立憲民主党規約第29条

1. 国政選挙、ならびに、都道府県及び政令指定都市の長及び議会議員の選挙における候補者の公認又は推薦等は、執行役員会の承認を得て選挙対策委員長が発議し、常任幹事会が決定する。
2. 衆議院議員選挙における比例代表名簿の登載順位、及び、参議院議員選挙における比例代表選挙の名簿記載順番は、執行役員会の承認を得て常任幹事会が決定する。
3. その他の公職の候補者の公認又は推薦等は、執行役員会の承認を得て、選挙対策委員長が決定する。
4. 選挙対策委員長は、執行役員会の承認を得て、前項の公認及び推薦に関する権限の一部を都道府県連に委任することができる。
5. 常任幹事会は、必要があると判断する場合、前項にもとづく委任がなされている場合を含めて、公職の候補者の公認又は推薦の決定を取り消すことができる。